

介護・福祉労働者の処遇改善・人材確保に関する意見書

第186回国会において、与野党全会派の一致により「介護・障害福祉従事者の人材確保のための介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」が可決・成立した。

その内容は、介護又は障害福祉に関するサービスを担う優れた人材の確保を図るため、平成27年4月1日までに、介護・障害福祉従事者の賃金をはじめとする処遇の改善に必要な措置を講ずる」というものである。

平成21年以降、政府が実施した介護処遇改善交付金や障害福祉での処遇改善助成金事業によって、介護・障害福祉労働者の賃金引き上げに一定の成果がみられた。これは、報酬とは別に全額国庫負担で財源を確保し、賃金引き上げを条件として罰則を規定したことが効果を生んだためといえる。しかし一方で、対象が直接処遇職員のみであったこと、定期昇給財源としての利用が可能であったために賃金の底上げには結びつかなかったこと、予算の積算基礎となる配置基準が現場の実態と著しく乖離して低いことなどの課題もあり、抜本的・継続的な処遇改善には不十分であったといわざるを得ない。さらに、平成24年の報酬改定で交付金・助成金は廃止されて報酬加算となり、処遇改善が利用料引き上げにつながるという国民との矛盾を新たに生んで加算申請が抑制され、処遇改善の実効性が担保されない状況にある。

そもそも、福祉労働は専門性の高い労働であり、賃金引き上げ等による十分な処遇の保障と合わせて、人材育成や就労後の研修保障なども国の責任でおこなわれるべきである。また、産休・病休等の代替職員制度をはじめとする雇用の安定化施策の充実、さらには、福祉人材確保指針が「福祉・介護制度関連法規等の法令を遵守した適切な運営が確保されるよう、経営者に対する指導監督を行う」ことを地方公共団体や国の役割としていることもふまえて、福祉職場での法令遵守の徹底も図られなくてはならない。こうした総合的な施策こそが福祉人材確保指針が求めている対策であり、恒久的な人材確保施策がすすめられるためには、指針にとどめることなく国の責任を明記した『福祉人材確保法』として制定することが求められている。

以上の趣旨から政府におかれては、以下の項目を緊急に実施されるよう強く要望する。

記

1. 雇用形態・職種を問わず、すべての福祉労働者を対象に、利用料負担増を伴わずに全額国庫負担で、抜本的恒久的な賃金・処遇の引き上げを実施すること。
2. 処遇改善の基準を定め、国の責任を明記した「福祉人材確保法」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年12月17日

衆議院議長 殿
参議院議長 山崎正昭 殿
内閣総理大臣 安倍晋三 殿
財務大臣 麻生太郎 殿
総務大臣 高市早苗 殿
厚生労働大臣 塩崎恭久 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会